■法人市民税の税率改正について

平成28年度税制改正により、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人市民税 法人税割の税率の引き下げが行われることになりました。

この改正を踏まえて、安曇野市の法人市民税法人税割の税率は次のとおりとなります。

■適用開始時期

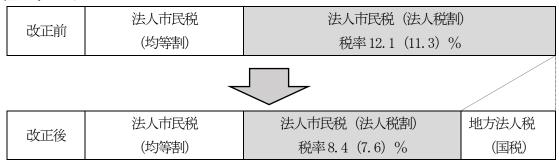
令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(※平成28年度税制改正では、平成29年4月1日施行予定でしたが、消費税引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、「令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用」に延期されました。)

■税制改正の内容(法人税割の税率)

	※ 参 考 ※	平成26年10月1日~	改正後
納税義務者	平成26年9月30日以前に開	令和元年9月30日までに	(令和元年 10 月 1 日以後
	始した事業年度	開始した事業年度	に開始する事業年度)
資本金等の額が	12.0 12. 41.7	11 0 0	7638 2011
1億円未満の法人	13.9パーセント	11.3パーセント	7.6パーセント
資本金等の額が	14.7パーセント	12.1 パーセント	8.4パーセント
1億円以上の法人	(制限税率)	(制限税率)	(制限税率)

≪改正のイメージ≫



※法人市民税の税率引き下げ相当分は、 地方法人税(国税)の税率が引き上げられます。

■予定申告における経過措置

法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告にかかる法人税割額について、次のとおり経過措置が講じられます。

経過措置: 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

(通常は「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」です。)

≪具体例≫

1. 10月1日事業年度開始の法人の場合

(事業年度:平成30年10月1日~令和元年9月30日)

中間・予定申告(令和元年5月末納期)	中間申告税率 12.1(11.3)パーセント
	予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告(令和元年11月末納期)	12.1 (11.3) パーセント (旧税率)

(事業年度:令和元年10月1日~令和2年9月30日)

中間・予定申告(令和2年5月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率)
	予定申告税率 3.7/12 (経過措置税率適用)
確定申告(令和2年11月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

(事業年度:令和2年10月1日~令和3年9月30日)

中間・予定申告(令和3年5月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率)
	予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告(令和3年11月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

2. 4月1日事業年度開始の法人の場合

(事業年度:令和元年4月1日~令和2年3月31日)

中間・予定申告(令和元年11月末納期)	中間申告税率 12.1(11.3)パーセント
	予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告(令和2年5月末納期)	12.1 (11.3) パーセント (旧税率)

(事業年度:令和2年4月1日~令和3年3月31日)

中間・予定申告(令和2年11月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率)
	予定申告税率 3.7/12 (経過措置税率適用)
確定申告(令和3年5月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

(事業年度:令和3年4月1日~令和4年3月31日)

中間・予定申告(令和3年11月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率)
	予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告(令和4年5月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

(令和元年8月作成:安曇野市財政部税務課)